

小金井市学校図書館活動充実業務委託プロポーザルによる業者選定審査基準

I 審査基準

1 第一次審査基準

項目	評点項目	評価の着目点
1	会社概要及び実績	経営状況、類似業務実績等
2	企画提案書	業務の取組内容、司書の人材確保や配置の実現性
3	見積書	見積額の妥当性

2 第二次審査基準

項目	評点項目	評価の着目点
1	業務視点	経営理念と業務内容の適合
2	業務内容	実効性、実現性、専門性 役割の理解、具体的な取組内容
3	業務体制	司書の雇用数・実績、採用、研修 緊急時対応 個人情報保護 労務管理
4	プレゼンテーション及びヒアリング	分かりやすさ、説得力 業務担当者の意欲、知識、経験
5	見積書	妥当性、コストパフォーマンス度
6	その他	独自の提案・工夫

II 審査評価方法

1 第一次審査

事前に提出される企画提案書等により、書類審査を行う。

2 第二次審査

第一次審査で選考された者の中から、第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）について、業者選定審査基準によって判定を行い、その総合点数により候補者を決定する。

Ⅲ 審査項目

別紙「小金井市学校図書館活動充実業務委託プロポーザル評点票」のとお
りとする。

Ⅳ 評価基準・評価点数

審査項目に対する評価基準及び評価点数は、以下のとおりとする。

評価点数	評価基準	説明
5	特に優れている	当該要素について、評価できるもののうち、特にそれが顕著な水準である。
4	優れている	当該要素について、評価できるもののうち、円滑に遂行できる水準である。
3	ふつう	当該要素について、被評定者に要求したレベルをほぼ満たしており、特に支障のない水準である。
2	やや劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、時には支障をきたす恐れがある水準である。
1	劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、頻繁に支障をきたす恐れがある水準である。

Ⅴ 判定

各審査項目の評価点数は、評価基準によって判定を行い、その総合点数で判定する。

Ⅵ 候補者の選定

別途設置する審査委員会において、委員長を含む各委員が評点票により審査し、委員全員の総合点数を集計した最上位者を候補者に、次点の者を次点者として選定する。

ただし、最上位者の総合点数から、当該事業の内容に適合した履行がされないおそれがあると選考委員会が判断した場合は、いずれの候補者も選定しないことができる。